

第6回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
議案第 97号	高梁市地域局設置等に関する条例の一部を改正する条例		5
議案第 98号	高梁市火入れに関する条例の一部を改正する条例		7
議案第 99号	高梁市旧吹屋小学校条例		9
議案第100号	高梁市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例		17
議案第101号	高梁市たかはし障害者総合相談センター条例の一部を改正する条例		23
議案第102号	高梁市学童保育条例の一部を改正する条例		25
議案第103号	高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例		27
議案第104号	高梁市川上総合学習センター条例の一部を改正する条例		29
議案第105号	岡山県市町村総合事務組合規約の変更について		33
議案第106号	旧吹屋小学校の指定管理者の指定について		37
議案第107号	公共の宿神原荘の指定管理者の指定について		39
議案第108号	高梁バスセンターの指定管理者の指定について		41
議案第109号	高梁市立図書館の指定管理者の指定について		43
議案第110号	令和3年度高梁市一般会計補正予算(第7号)		
議案第111号	令和3年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		

議案第112号	令和3年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算（第1号）		
議案第113号	令和3年度高梁市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		
議案第114号	令和3年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
議案第115号	令和3年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）		
議案第116号	令和3年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）		
議案第117号	令和3年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第118号	令和3年度高梁市水道事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第119号	令和3年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第120号	令和3年度高梁市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）		

高梁市地域局設置等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市地域局設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和3年 月 日制定)

高梁市地域局設置等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市地域局設置等に関する条例（平成16年高梁市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

川上地域局	高梁市川上町地頭1819番地1
-------	-----------------

」を

「

川上地域局	高梁市川上町地頭1822番地
-------	----------------

」に

改める。

附 則（令和3年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

川上地域局の位置を変更するため。

(参考)

高梁市地域局設置等に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
川上地域局	高梁市川上町地頭 <u>1822番地</u>	川上地域局	高梁市川上町地頭 <u>1819番地1</u>
(略)		(略)	

高梁市火入れに関する条例の一部を改正する条例
高梁市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和3年 月 日制定)

高梁市火入れに関する条例の一部を改正する条例
高梁市火入れに関する条例（平成16年高梁市条例第216号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則（令和3年高梁市条例第 号）


この条例は、令和4年2月1日から施行する。

提 案 理 由

火入許可申請書の押印欄を廃止するため。

(参考)

高梁市火入れに関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>様式第1号(第2条関係) 火 入 許 可 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>高梁市長 様</p> <p>申請者 住所 氏名</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく、高梁市火入れに関する 条例第2条の規定により申請します。</p> <p>(略)</p> <p>略</p>	<p>様式第1号(第2条関係) 火 入 許 可 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>高梁市長 様</p> <p>申請者 住所 氏名 </p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく、高梁市火入れに関する 条例第2条の規定により申請します。</p> <p>(略)</p> <p>略</p>

高梁市旧吹屋小学校条例

高梁市旧吹屋小学校条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和3年 月 日制定)

高梁市旧吹屋小学校条例

(設置)

第1条 岡山県指定重要文化財である旧吹屋小学校校舎の保存及び活用を図り、吹屋地区の拠点施設として、歴史的風致に関する情報発信及び観光交流の拡大に資するため、旧吹屋小学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧吹屋小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 旧吹屋小学校
- (2) 位置 高梁市成羽町吹屋1290番地1

(指定管理者による管理)

第3条 旧吹屋小学校の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、全部又は一部を市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 旧吹屋小学校の入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）の徴収に関する業務
- (2) 旧吹屋小学校の利用許可に関する業務
- (3) 旧吹屋小学校の施設、設備、展示品等の維持管理に関する業務
- (4) 旧吹屋小学校の魅力向上を目的とした観光振興に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、旧吹屋小学校の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が旧吹屋小学校の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日の場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定の手続等）

第6条 旧吹屋小学校の指定管理者の指定の手続等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年高梁市条例第13号）の定めるところによる。

（開館時間及び休館日）

第7条 旧吹屋小学校の開館時間及び休館日は、市長が規則で定める。

（利用の許可）

第8条 旧吹屋小学校を利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可に当たり、旧吹屋小学校の管理上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

（行為の禁止）

第9条 旧吹屋小学校において許可なく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 落書その他破損又は損傷をすること。
- (2) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 危険物を持ち込むこと。
- (5) 規定時間外に敷地内に立ち入ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたこと。

（利用の制限）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、旧吹屋小学校の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 高梁市暴力団排除条例（平成23年高梁市条例第35号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 第8条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用条件の変更を命じ、若しくは停止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他の不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 第8条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 第9条各号の規定に該当するとき。
- (5) 第10条各号の規定に該当するとき。
- (6) 災害その他の不可抗力により、旧吹屋小学校の管理上緊急やむを得ない事態が発生したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、旧吹屋小学校の管理上必要があると認められるとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し等により利用者に損害を生ずることがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

(入館料)

第13条 旧吹屋小学校校舎に入館しようとする者は、市長又は指定管理者が特に認める場合を除き、別表第1に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から基準額に2.0を乗じて得た額を超えない範囲内の額で、市長又は指定管理者が定めた入館料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者が徴収する入館料の額は、あらかじめ市長の承認を得た額とする。

3 指定管理者が旧吹屋小学校の管理を行う場合には、前項の入館料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料)

第14条 旧吹屋小学校の一部を占有して使用することを希望する者は、市長又は指定管理者の許可を受け、別表第2に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から基準額に1.5を乗じて得た額を超えない範囲内の額で、市長又は指定管理者が定めた使用料及び同表に掲げる特別使用料(該当の場合に限る。)を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者が徴収する使用料の額は、あらかじめ市長の承認を得た額と

する。

3 前項の使用料は、その利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

4 指定管理者が旧吹屋小学校の管理を行う場合には、第2項の使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(入館料等の還付)

第15条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由によって利用不能になったとき。

(2) 利用開始前に利用の許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、相当の理由があると認められるとき。

(入館料等の減免)

第16条 市長において必要があると認めたときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、旧吹屋小学校の利用を終わったとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市において原状に回復し、これに要した経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第18条 施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に基づき、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認められるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 旧吹屋小学校の管理、利用に係る手続その他旧吹屋小学校を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第13条関係）

区分		単位	基準額
個人	小中学生	1人1回につき	250円
	大人（高校生を含む。）		500円
団体	責任者が引率する30人以上100人未満		所定料金の1割引
	責任者が引率する100人以上		所定料金の2割引

別表第2（第14条関係）

1 基準額

(1) 本館・東校舎

(単位 円)

時間区分		夜間 (17時~21時)
本館	全体	36,000
	三間廊下	24,000
	講堂	24,000
東校舎	全体	27,000
	体験教室	18,000
	復元教室	18,000

(2) 西校舎・附帯施設

(単位 円)

時間区分		1時間	1日 (9時~17時)	1週間	1月	夜間 (17時~21時)
西校舎	多目的室	2,000	16,000	106,400	446,400	24,000

附帯施設	グラウンド (駐車場利用は除く。)	1,500	12,000	79,800	334,800	18,000
	公園	1,500	12,000	79,800	334,800	18,000

2 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあつては、時間区分に応じ基本使用料の50パーセントに相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあつては、時間区分に応じ基本使用料の80パーセントに相当する額
	入場料が3,000円以上の場合にあつては、時間区分に応じ基本使用料の100パーセントに相当する額
営業加算料	時間区分に応じ基本使用料の100パーセントに相当する額
超過利用加算料	施設に応じ1時間当たりの使用料の50パーセントに相当する額

備考

- 1 特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営業加算料」及び「超過利用加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 利用者が施設を利用するに際し、当該施設に入場する者から入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料
 - (2) 営業加算料 入場料を徴収しないで施設で物品の販売、宣伝その他これに類する目的で利用する場合に基本使用料に加算される使用料
 - (3) 超過利用加算料 時間区分外に利用する場合に加算される使用料
- 2 入場料とは、入場料、会場整理費等その名称にかかわらず催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高の額とする。
- 3 利用する時間が時間区分に定める利用時間に満たないときは、これを時間区分に定める利用時間に切り上げ計算する。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

提 案 理 由

旧吹屋小学校を設置するため。

高梁市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例

高梁市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和3年 月 日制定)

高梁市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例

高梁市サイクリングターミナル条例（平成16年高梁市条例第222号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高梁市公共の宿神原荘条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 スポーツ施設及び観光資源を有効に活用し、地域の活性化及び交流人口の増加を図るとともに、住民の福祉の増進を図るため、公共の宿神原荘を設置する。

第2条中「サイクリングターミナル」を「公共の宿神原荘」に、「高梁市サイクリングターミナル」を「高梁市公共の宿神原荘」に改める。

第3条中「高梁市サイクリングターミナル」を「高梁市公共の宿神原荘」に、「サイクリングターミナル」を「神原荘」に改め、「自転車旅行に伴う宿泊並びに学校教育、社会教育、体育、レクリエーションその他集団活動に伴う」を削る。

第4条から第7条までの規定中「サイクリングターミナル」を「神原荘」に改める。

第8条を次のように改める。

(休館日及び利用時間)

第8条 神原荘の休館日及び利用時間は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第9条第1項、第13条第1項、第17条第1項及び第18条中「サイクリングターミナル」を「神原荘」に改める。

附 則 (令和3年高梁市条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

施設名称、設置目的等の改正を行うため。

(参考)

高梁市サイクリングターミナル条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○高梁市公共の宿神原荘条例 (設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ施設及び観光資源を有効に活用し、地域の活性化及び交流人口の増加を図るとともに、住民の福祉の増進を図るため、公共の宿神原荘を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>公共の宿神原荘</u>の名称及び位置は、次のとおりとする</p> <p>(1) 名称 <u>高梁市公共の宿神原荘</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>高梁市公共の宿神原荘</u> (以下「<u>神原荘</u>」という。)は、<u>宿泊及び施設の貸与に関する事業を行う。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>神原荘</u>の管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u>第244条の2第3項の規定により、<u>市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>○高梁市サイクリングターミナル条例 (設置)</p> <p>第1条 <u>青少年の健全な育成と住民の福祉の増進を図るため、サイクリングターミナルを設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>サイクリングターミナル</u>の名称及び位置は、次のとおりとする</p> <p>(1) 名称 <u>高梁市サイクリングターミナル</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>高梁市サイクリングターミナル</u>(以下「<u>サイクリングターミナル</u>」という。)は、<u>自転車旅行に伴う宿泊並びに学校教育、社会教育、体育、レクリエーションその他集団活動に伴う宿泊及び施設の貸与に関する事業を行う。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>サイクリングターミナル</u>の管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u>第244条の2第3項の規定により、<u>市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>

- (1) 神原荘の利用の許可に関する業務
- (2) 神原荘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他神原荘の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が神原荘の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日の場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第7条 神原荘の指定管理者の指定の手続等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年高梁市条例第13号)の定めるところによる。

(休館日及び利用時間)

第8条 神原荘の休館日及び利用時間は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用の許可)

第9条 神原荘を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あら

- (1) サイクリングターミナルの利用の許可に関する業務
- (2) サイクリングターミナルの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他サイクリングターミナルの管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者がサイクリングターミナルの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日の場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第7条 サイクリングターミナルの指定管理者の指定の手続等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年高梁市条例第13号)の定めるところによる。

(休館日)

第8条 サイクリングターミナルの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)

(利用の許可)

第9条 サイクリングターミナルを利用しようとする者(以下「利用者」

かじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 略

(利用料金の納入)

第13条 利用者は、指定管理者に神原荘の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めたときは、この限りでない。

2 略

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第17条 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第13条第2項の規定により定められた額を神原荘の使用料として市に納付しなければならない。

2 略

(経費)

第18条 神原荘の管理運営に必要な経費は、指定管理者の負担とする。ただし、市長が指定管理者に負担させることが適当でないとする経費については、その経費の一部又は全部を市が負担するものとする。

という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 略

(利用料金の納入)

第13条 利用者は、指定管理者にサイクリングターミナルの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めたときは、この限りでない。

2 略

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第17条 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第13条第2項の規定により定められた額をサイクリングターミナルの使用料として市に納付しなければならない。

2 略

(経費)

第18条 サイクリングターミナルの管理運営に必要な経費は、指定管理者の負担とする。ただし、市長が指定管理者に負担させることが適当でないとする経費については、その経費の一部又は全部を市が負担するものとする。

高梁市たかはし障害者総合相談センター条例の一部を改正する条例

高梁市たかはし障害者総合相談センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和3年 月 日制定)

高梁市たかはし障害者総合相談センター条例の一部を改正する条例

高梁市たかはし障害者総合相談センター条例（平成29年高梁市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「高梁市落合町近似286番地1」を「高梁市中原町1476番地1」に改める。

附 則（令和3年高梁市条例第 号）

この条例は、令和4年2月14日から施行する。

提 案 理 由

たかはし障害者総合相談センターの位置を変更するため。

(参考)

高梁市たかはし障害者総合相談センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 位置 <u>高梁市中原町1476番地1</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 位置 <u>高梁市落合町近似286番地1</u></p>

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和3年 月 日制定)

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例

高梁市学童保育条例（平成16年高梁市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表玉川学童保育の項中「1538番地1」を「1528番地2」に、「玉川小学校」を「玉川幼稚園」に、「10人」を「20人」に改める。

附 則（令和3年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

玉川学童保育の場所を玉川幼稚園内とするため。

(参考)

高粱市学童保育条例新旧对照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	場所	定員	名称	場所	定員
(略)			(略)		
玉川学童保育	高粱市玉川町玉1528番地2 玉川幼稚園内	20人	玉川学童保育	高粱市玉川町玉1538番地1 玉川小学校内	10人
(略)			(略)		

高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和3年 月 日制定)

高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例（平成16年高梁市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

治癒証明書

」を

「

治癒証明書
保育所等アレルギー疾患生活管理指導表

」に改める。

附 則（令和3年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例別表第2の規定は、施行日以後に受理した申請に係る手数料について適用し、同日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

保育所等アレルギー疾患生活管理指導表の文書料を設定するため。

(参考)

高梁市病院・診療所使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
区分	単位	金額(円)	区分	単位	金額(円)
(略)			(略)		
治癒証明書 保育所等アレルギー疾患生活管理指導表	1件につき	550	治癒証明書	1件につき	550

高梁市川上総合学習センター条例の一部を改正する条例

高梁市川上総合学習センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和3年 月 日制定)

高梁市川上総合学習センター条例の一部を改正する条例

高梁市川上総合学習センター条例（平成16年高梁市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

研修室Ⅰ	900	1,200	1,800	2,100	3,000	3,900	
研修室Ⅱ	900	1,200	1,800	2,100	3,000	3,900	
農産加工研究室	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200	
娯楽室	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200	
調理実習室	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200	
生涯学習室1	900	1,200	1,800	2,100	3,000	3,900	
生涯学習室2	900	1,200	1,800	2,100	3,000	3,900	

」を

「

娯楽室	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200	
調理実習室	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200	
生涯学習室	900	1,200	1,800	2,100	3,000	3,900	

」に

改める。

附 則（令和3年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

高梁市川上総合学習センター内への川上地域局移転に伴い、施設の一部を廃止するため。

(参考)

高梁市川上総合学習センター条例新旧対照表

改正案								現行							
別表(第6条関係) (1) 基本使用料 (単位：円)								別表(第6条関係) (1) 基本使用料 (単位：円)							
時間区分 施設の別	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	備考	時間区分 施設の別	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	備考
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
(略)								(略)							
娯楽室	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200		研修室Ⅰ	900	1,200	1,800	2,100	3,000	3,900	
調理実習室	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200		研修室Ⅱ	900	1,200	1,800	2,100	3,000	3,900	
生涯学習室	900	1,200	1,800	2,100	3,000	3,900		農産加工研究室	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200	
(略)								(略)							
								娯楽室							
								調理実習室							
								生涯学習室1							
								生涯学習室2							
								(略)							

岡山市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年10月1日から岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち福利厚生増進に関する事務の一部を変更し、岡山市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

提案理由

岡山市町村総合事務組合同規約の変更に係る協議のため。

(別紙)

岡山市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岡山市町村総合事務組合同規約（平成17年岡山県指令市第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 岡山市町村職員共済組合の組合員である職員に対する福利厚生増進に関する事務

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

(参考)

岡山県市町村総合事務組合同規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>岡山県市町村職員共済組合の組合員である職員に対する福利厚生</u>の増進に関する事務</p> <p>(5) 略</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>常勤の職員（岡山県市町村職員共済組合の組合員である者に限る。）に対する医療補助金の給付，生活資金の貸付け，結婚祝金の給付等福利厚生</u>の増進に関する事務</p> <p>(5) 略</p>

(参考)

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 一部事務組合の名称
- (2) 一部事務組合の構成団体
- (3) 一部事務組合の共同処理する事務
- (4) 一部事務組合の事務所の位置
- (5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

旧吹屋小学校の指定管理者の指定について

次のとおり旧吹屋小学校の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
旧吹屋小学校	高梁市旭町13 35番地7	一般社団法人高梁市 観光協会 代表理事 藤岡 孝	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで

提 案 理 由

旧吹屋小学校の指定管理者を指定するため。

(参考)

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

公共の宿神原荘の指定管理者の指定について

次のとおり公共の宿神原荘の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高梁市公共の宿 神原荘	岡山市南区洲崎 二丁目6番33 号	株式会社T i k iナビ トラベル 代表取締役 原文男	令和4年1月 1日から 令和9年3月31日まで

提 案 理 由

公共の宿神原荘の指定管理者を指定するため。

高梁バスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり高梁バスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高梁バスセンター	高梁市川上町領家 381番地の1	備北バス株式会社 代表取締役 政森 毅	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで

提 案 理 由

高梁バスセンターの指定管理者を指定するため。

高梁市立図書館の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市立図書館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高梁市図書館	大阪府枚方市岡東町12番2号	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役 増田 宗昭	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで

提 案 理 由

高梁市立図書館の指定管理者を指定するため。

